

地球温暖化対策施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、地球温暖化対策に資する病院及び診療所（以下「病院等」という。）の整備を支援することにより、病院等における地球温暖化対策の取り組みを推進することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

地球温暖化対策に資する病院等の整備であって、病院等並びに整備内容が以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 病院等において省エネルギーに関する規程等を策定し、組織的な管理体制、個々の職員の役割、基本的な取組の流れ等を定めていること。
- (2) 整備の結果、当該病院等において、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量が整備前より減少することが見込まれるものであって、整備内容の例の概要は以下のとおりとする。
 - ア 屋上等に太陽電池を設置し、太陽電池により発電した電力を病院等で通常使用する電力に活用するための整備
 - イ 屋上等に太陽熱給湯器を設置し、太陽熱で暖めた温水を暖房、給湯等に利用するための整備
 - ウ 建物の壁面や屋上等の緑化を行う整備
 - エ 敷地、屋上等から集めた雨水を建物地下の雨水貯留槽に溜め、ろ過等の処理を行い、トイレの洗浄水等に利用するための整備
 - オ 病院等の内部で発生する排水にろ過等の処理を行い、上水ほどの水質を必要としないトイレ洗浄水等に利用するための整備
 - カ 高効率熱源機器の導入整備